

2 経営第 2 8 6 6 号
令和 3 年 2 月 12 日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農林漁業セーフティネット資金実施要綱の一部改正について

今般、農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

